

商工建設委員会会議記録

商工建設委員会委員長 白澤 勉

- 1 日時
令和5年12月12日（火曜日）
午後2時57分開会、午後3時36分散会
- 2 場所
第4委員会室
- 3 出席委員
白澤勉委員長、工藤剛副委員長、五日市王委員、郷右近浩委員、軽石義則委員、
神崎浩之委員、高橋穩至委員、中平均委員、田中辰也委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
堀合担当書記、畑中担当書記、藤枝併任書記、大野併任書記、田家併任書記、
千葉併任書記
- 6 説明のため出席した者
 - (1) 商工労働観光部
岩渕商工労働観光部長、高橋副部長兼商工企画室長、
三河定住推進・雇用労働室長、
高橋観光・プロモーション室長、
齋藤商工企画室企画課長、小野寺経営支援課総括課長、
畠山産業経済交流課総括課長、金野産業経済交流課特命参事兼地域産業課長、
駒木定住推進・雇用労働室特命参事兼雇用推進課長、
菅原定住推進・雇用労働室労働課長
 - (2) 県土整備部
加藤県土整備部長、小原副部長兼県土整備企画室長、上澤道路担当技監、
大久保河川港湾担当技監、菅原まちづくり担当技監、
高井参事兼建築住宅課総括課長、高橋県土整備企画室企画課長、
岩渕県土整備企画室用地課長、沖野建設技術振興課総括課長、
小野寺道路建設課総括課長、高瀬道路環境課総括課長、馬場河川課総括課長、
戸来砂防災課総括課長、小野寺都市計画課総括課長、乙部下水環境課総括課長、
君成田港湾空港課総括課長
- 7 一般傍聴者
なし

8 会議に付した事件

(1) 商工労働観光部関係審査

(議案)

議案第24号 令和5年度岩手県一般会計補正予算(第5号)

第1条第2項第1表中

歳出 第5款 労働費

第7款 商工費

第2条第2表中

第5款 労働費

第7款 商工費

(2) 県土整備部関係審査

(議案)

ア 議案第24号 令和5年度岩手県一般会計補正予算(第5号)

第1条第2項第1表中

歳出 第8款 土木費

第2条第2表中

第8款 土木費

第3条第3表中

1 追加中 3

2 変更

イ 議案第28号 土木関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて

ウ 議案第29号 土木関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し議決を求めることについて

9 議事の内容

○白澤勉委員長 ただいまから商工建設委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、商工労働観光部関係の議案の審査を行います。議案第24号令和5年度岩手県一般会計補正予算(第5号)第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第5款労働費、第7款商工費、第2条第2表繰越明許費補正中、歳出第5款労働費、第7款商工費を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○高橋副部長兼商工企画室長 議案第24号令和5年度岩手県一般会計補正予算(第5号)のうち、商工労働観光部関係の予算について御説明申し上げます。

議案(その3)の8ページをごらん願います。当部関係の歳出予算補正は、5款労働費

の21億円の増額、9ページに参りまして、7款商工費の4億8,101万1,000円の増額の合わせまして25億8,101万1,000円の増額であります。

補正予算の内容につきましては、予算に関する説明書により御説明申し上げます。予算に関する説明書の27ページをごらん願います。5款労働費、1項労政費、4目雇用促進費の説明欄、岩手県物価高騰対策賃上げ支援費は、賃上げの加速化のため、賃金を1時間当たり50円以上引き上げた中小企業者等に対して、従業員1人当たり5万円、最大20人分、1事業所当たり最大100万円の支援金を支給しようとするものであります。

35ページに飛びまして、7款商工費、1項商工業費、1目商工業総務費の運輸事業者運行支援緊急対策費は、トラック事業者に対して燃料費高騰の影響を緩和し、貨物輸送の安全、安定した運行の維持を支援するため、車両1台当たり2万3,000円を追加で支給しようとするものであります。

2目中小企業振興費の特別高圧電力利用中小企業者電気料金支援金は、特別高圧を使用している中小企業者等の電気料金高騰による負担を軽減するため、10月から3月の使用量に応じて、高圧電力使用者に対する国の支援と同様に1キロワットアワー当たり1.8円の支援金を支給しようとするものであります。次の中小企業者等事業継続緊急支援金支給事業費補助は、原油価格、物価の高騰により経営に影響が生じている中小企業者等に対する事業継続支援金について、執行見込みを踏まえ、補正しようとするものであります。

36ページに参りまして、2項観光費、1目観光総務費の貸切バス事業者運行支援緊急対策交付金は、貸し切りバス事業者に対して燃料費高騰の影響を緩和し、旅客輸送の安全、安定した運行の維持を支援するため、車両1台当たり4万円を追加で支給しようとするものであります。

次に、繰越明許費について御説明申し上げます。議案（その3）の11ページをごらん願います。当部関係の繰越明許費は、5款労働費の21億円、13ページに飛びまして7款商工費の3億9,487万6,000円であり、年度内の事業完了が困難なため、翌年度に繰り越して執行しようとするものであります。

以上で商工労働観光部関係の補正予算について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○白澤勉委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○神崎浩之委員 まず最初に、特別高圧電力利用中小企業者電気料金支援金であります。前回、対象者はどういうところかとお聞きし理解したのですが、もともと対象者は何事業者を考えていて、前期の支給実績はどうだったのか。また、前期は申請しなかった事業者について今後増加する見込みはあるのか、お伺いしたいと思います。

○小野寺経営支援課総括課長 まず、対象の事業者数ですけれども、申請者数としては延べ200者程度見込んでいます。比較的多いのですけれども、ショッピングセンターなどにテナントとして入っている事業者も対象となりますので、このぐらいの数になります。

ことしの4月から10月分までについて、今回は10月から来年の3月分までで提案させて

いただきましたが、これまでの6カ月間申請がなくて、後半に申請する事業者は基本的にはいらっしやらないと思います。かなり特殊な事情がある方がいれば、その期間に特別高圧に切りかえる可能性はないこともないかもしれませんが、基本的にはいらっしやらないと思います。

○**神崎浩之委員** 事業者に届かない場合もあったのではないかと思い、せっかく予算を組み立て事業もやったので、ぜひ利用していただきたいと思っていました。

それから、岩手県物価高騰対策賃上げ支援費ですけれども、まず一つは、例えば経営者と従業員が1人の場合も対象になるのか。それから、例えば最低賃金が上がって既に数カ月やっているところもあるし、これから1カ月だけやるのは少し変な話だけれどもこれは一回でも賃上げすれば対象になるのか聞かせていただきます。

○**菅原労働課長** 経営者と従業員が1人の場合は対象になるかというお話ですけれども、大まかな話をすれば、雇用者がいるので対象になると整理しています。

あと、最低賃金が上がり既に数カ月上げている、これから1カ月の実施というお話でありましたけれども、令和5年4月に遡って、その期間50円上げた中小企業等は基本的に対象になります。

あと、これからはつきましては、やはり1カ月は実績として上げていただきたいし、要件としてそれを1年間継続するのが肝の一つでありますので、そこは守っていただきながら申請していただければと思っています。

○**神崎浩之委員** その1年間は実績を求めるのか。

それから、今回は対象者が特に多いと思うのですが、最初は例えば各市町村の商工団体をお願いしたがそちらが大変だということで県一本にする、それに対してまた窓口が遠いという話になったりする。今回は県が委託して申請の対応をしていくということだったのですが、申請先は県一本でいくのか、また申請書類はどういうものを考えているのか。県の商工労働観光部もいろいろ経済対策を打ってきたのですけれども、前年に比べて売り上げが減ったなどいろいろあって、せっかくやっても申請手続きが面倒だといったことをよく言われるのですが、今回の申請の仕組みと申請書類等の簡便なやり方などについてどのように考えていくのかお伺いします。

○**菅原労働課長** まず、申請先でありますけれども、今後いわゆるプロポーザルをやって受託者を募集しますので、原則はその1事業所という想定です。

続きまして申請書類ですけれども、私たちも極力シンプルにという思いがあります。まだ検討中ですが、今想定していますのは、申請書、支給対象となる従業員の一覧、その支給対象者の労働条件通知書または雇用契約書の写し、前年同期比という整理なので賃金改定月と前年同期の賃金台帳の写し、振込先に関する情報を出していただくことで考えております。

○**神崎浩之委員** 今の話を聞くと、コピーで対応できる感じで比較的いいとは思っているのですけれども、それは郵送での申請なのですか。

○菅原労働課長　こちらも今後の調整になるのですけれども、私たちの思いとしては電子申請を取り入れながらできればと考えております。

○神崎浩之委員　2人の会社でもいいようだし対象が結構多いと思うので、ぜひとも早急にお金が手元に行けばいいと思っていました。

それから最後に、今回の経済対策はほとんど100%が国のお金で、これでは岩手県としてあまり何にもやっていないのではないかという気持ちがあります。この前自由民主党でも33市町村回ってきたのですけれども、市町村は基金を取り崩して地域のためにやっています。2月定例会でもいいのですけれども、この疲弊した岩手県の経済に対して、もう少し寄り添った県独自の支援策を検討すべきだと思いますが、岩渕商工労働観光部長、いかがでしょうか。

○岩渕商工労働観光部長　今回の財源ですけれども、21億円のうち、国庫が9億2,000万円余で、一般財源が11億円という前提でなのですが、おっしゃるとおりのところであると思います。これまでの我々の経済対策は交付金を最大限に活用させていただきましたし、コロナ禍で行った旅行支援等も、早く上限に到達してなくなれば国に要望に行って追加で配分してもらう形で何とかやってきたと思っております。決して一般財源を使わないという考えはなく、今回は国庫を使って、商工労働観光部は幸い比較的多くいただいたので、部局だけの話になりますけれども、経済対策には他県よりも多くの交付金を使ったと思っております。

交付金はいつまでも続くものではなく、今後も必要な事業はしっかりやっていかなければいけませんので、そういう場合にはきちんと一般財源を活用することを財政などにも働きかけながら、きちんとやりたいと思います。

○高橋穩至委員　私からも岩手県物価高騰対策賃上げ支援費について質問したいと思います。

実は、北上市で既にやっております、その取り組みと比較しながら確認したいと思います。北上市は、4月から12月までという期間の中で、要件は北上市のほうが厳しく、減収や全体の売り上げが下がっていないと申請できないということがあったのですが、県はとにかく賃上げしたら出すということで、非常に対象が広く、先ほど質問にあったとおり、窓口が大丈夫かと危惧しております。

先ほど必要書類などの話がありましたけれども、賃上げといいましても手当などさまざまなものがありまして、北上市の場合だと、賃上げの要件はベースは基本給でどれくらい上がっているかということだけれども、補助対象は賞与も入れて同じ期間の総額を比較して、上がった分の半分というやり方だったのです。県は1人50円というわかりやすいものですが、どこの部分で50円なのか。

それから、期間はこれからでもいいという説明がありましたが、スタートする時点をどこまでにすればいいのか。例えば年度替わりのとき昇給するという申請でいいのか。それから1年間はキープしてくださいという条件だと認識しているのですけれども、先ほど神

崎浩之委員からもありましたけれども、そうした場合に確認作業をどうするのか。北上市の場合は12月末までで、確認した結果をもって交付金を交付するので、やらないとその分減らされる仕組みなのですけれども、岩手県ではどの時点で補助金が来るのかといった仕組みについてお知らせいただきたいと思います。

○菅原労働課長 どこを比較するかというお話だと理解したのですが、今精査しているところですが、基本的には本給などメインのところを考えているところでありませ

す。2点目の期間については、準備が整うのは多分来年になってしまうと思うのですが、これからの分については、例えば2月に賃上げし、そして1カ月の実績が欲しいものですから、2月の賃上げした給料をお支払いしてから申請していただくイメージでいます。逆りのほうは、その実績を出していただく形になると今は想定しているところでありませ

す。あと、確認についてですけれども、完了確認といったことは想定しておりませ

ん。今のところ、申請していただくときに、1年間は継続しますと誓約していただくようなスタイルを考えているところでありませ

す。○高橋穩至委員 スタート時点をどこまで受け付けるのかという意味で聞きました。例えば2月で切ります、3月です、4月までいいですなど申請をいつまでの受け付け期間で行うのか。

○岩渕商工労働観光部長 さきの本会議でも現在財政課と調整中という答弁をさせていただいておりましたので、しっかりといつまでとは言えないのですが、議案に明許繰越しも入っており、そうすれば来年4月でなければだめなどという要件は外れます。もっと引き延ばせばいいという形で調整していますので、御了承願いたいと思

います。○高橋穩至委員 大抵の企業は4月から賃上げする期間なので、途中からより切りのいいところでやりたいところが多いのではないかとイメージで質問しました。あと、北上市の場合は役員を除くとなっているのです。要は従業員に対してとなっているのですけれども、先ほどの神崎浩之委員からの質問だとその区別がわからなかったの

で、そこだけお聞きします。○菅原労働課長 確かに役員の整理は難しく、私たちもどう区切ればいいのか正直言うと今研究しているところでありませ

す。ただ、明らかに社長はだめだと考えております。○郷右近浩委員 中小企業者等事業継続緊急支援金支給事業費補助ですけれども、これは今回の補正予算案で1億1,300万円を計上ということでありませ

すけれども、これ自体は、現在行っているものを全部消化し整理するというところでよろしいでしょうか。○小野寺経営支援課総括課長 おっしゃるとおりで、今行っている4月から9月までを支援対象としたいいわゆる第2弾の11月上旬までの申請実績とそれ以降見込まれる申請を積算したところ、今の予算では足りなくなる見込みでしたので、足りなくなるであろう金額を追加で提案させていただいたものです。

○郷右近浩委員 きょう、本会議場でも、斉藤信議員から中小企業者等事業継続緊急支援金支給事業費補助については非常に評価するといった声もあって、私自身も非常に評価しているものであります。

また、さらに各地の商工会議所等が窓口になって、呼びかけしながら、現場の商店や中小企業者が本当に使いやすいようにいろいろ頑張っていて、それで評価もしていたのだと思います。使いやすさや今の経済状況を考えれば、これはもう一回やってもよかったのではないかという気が非常にしております。今回のこの補正予算案自体については、まず間に合うように出されていることでももちろん評価するのですが、惜しむらくはこちらをもう一回定期の予算として10月から3月期といった形を出してもよかったのではないかと思います。そうした検討などはなかったのかお伺いしたいと思います。

○小野寺経営支援課総括課長 これもまさに委員おっしゃるとおりでありまして、選択肢としては10月から来年3月まで実施というのも当然検討はいたしました。そういった中で、賃上げ支援と物価高騰対策はやはりどちらかだけに効果があるものではなく、賃上げ支援も物価高騰対策にも寄与するし、物価高騰対策も賃上げにも寄与する側面があると思います。

そういった中で、賃上げをすることは結局は県民の所得の向上にもつながりますので、やはり現情報を踏まえると、賃上げ支援のほうをより強力に施策として展開し消費をさらに活性化させてといった効果も非常に期待されますので、今回は限られた財源の中で、より有効な施策を展開するという観点で、賃上げ支援を21億円という規模で提案させていただいて、その中で当然物価高騰対策の効果も期待しようという考え方で提案したものです。

○郷右近浩委員 先ほどの繰り返しになりますけれども、今回提案の部分については何ら異を唱えるつもりはありませんし、評価するものであります。

ただ、一般質問でも少し話させていただきましたが、もちろん事業者支援や賃上げにつながっていくのは非常に大切なことだと思いますけれども、そこに至るまでに、どうしても現在の生活の中で苦しんでいる、大変な思いをしているというところを助けていくことと並行してやっていく観点もやはり必要かと思います。

今回のこの提案については了解いたしますが、そうしたことも念頭に置きながら、ぜひ今後とも施策をつくり上げていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○白澤勉委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって商工労働観光部関係の議案の審査を終わります。

商工労働観光部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、県土整備部関係の議案の審査を行います。議案第 24 号令和 5 年度岩手県一般会計補正予算（第 5 号）第 1 条第 2 項第 1 表歳入歳出予算補正中、歳出第 8 款土木費、第 2 条第 2 表繰越明許費補正中、第 8 款土木費、第 3 条第 3 表債務負担行為補正中、1 追加中 3、2 変更、議案第 28 号土木関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて及び議案第 29 号土木関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決を求めることについて、以上 3 件の予算議案及び予算関連議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○小原副部長兼県土整備企画室長 初めに、議案第 24 号令和 5 年度岩手県一般会計補正予算（第 5 号）中、県土整備部関係の予算について御説明申し上げます。

議案（その 3）の 9 ページをお開き願います。当部関係の補正予算は、国の補正予算に対応し、防災・減災、国土強靱化の取り組みについて、早期の事業効果発現を図ろうとするものであり、第 1 表歳入歳出予算補正のうち、当部関係の内容は、8 款土木費について 210 億 5,086 万 2,000 円を増額しようとするものです。

補正予算の内容につきましては、便宜、予算に関する説明書により御説明申し上げます。なお、金額の読み上げは省略させていただき、説明欄の主な内容について御説明申し上げますので、御了承願います。

予算に関する説明書の 37 ページをお開き願います。8 款土木費、2 項道路橋りょう費、2 目道路橋りょう維持費の道路環境改善事業費は、橋梁、トンネル等の老朽化対策等に要する経費について、3 目道路橋りょう新設改良費のうち、説明欄 1 行目、地域連携道路整備事業費は、現道の拡幅、線形の改良等の道路整備に要する経費について、それぞれ増額しようとするものです。

39 ページに参りまして、3 項河川海岸費、2 目河川改良費のうち、説明欄 1 行目の基幹河川改修事業費は、河川改修及び土砂撤去等に要する経費について増額しようとするものであり、説明欄 3 行目の河川激甚災害対策特別緊急事業費は、平成 28 年台風第 10 号により被災した河川の改修等に要する経費について計上しようとするものです。

3 目砂防費のうち、説明欄 1 行目、砂防事業費は、土石流対策に要する経費について、40 ページに参りまして説明欄 1 行目の総合流域防災事業費は、土砂災害警戒区域等の指定のための調査、砂防堰堤の整備等に要する経費について、それぞれ増額しようとするも

のです。

続きまして、繰越明許費について御説明申し上げます。恐れ入りますが、議案（その3）にお戻りいただきまして、10 ページをお開き願います。第2表繰越明許費補正のうち当部関係の事業は、13 ページに参りまして、8 款土木費、2 項道路橋りょう費、道路橋りょう事務から 14 ページ、5 項都市計画費、都市計画道路整備事業までの 22 事業、197 億 9,426 万 4,000 円ですが、これらは国の補正予算への対応であり、翌年度に繰り越して執行するため、今回の補正予算において繰越明許費を定めようとするものです。

続きまして、債務負担行為について御説明申し上げます。16 ページをお開き願います。第3表債務負担行為補正の1 追加中3、総合流域防災事業（河川）の1 件が当部関係であり、工期が翌年度以降にわたるものについて期間及び限度額を定めて債務負担行為を設定しようとするものです。

次に、17 ページをお開き願います。2、変更のうち砂防事業について、令和5年度から翌年度以降にわたって施工される工事に係るものであり、事業費の変更に伴い債務負担行為を変更しようとするものです。

次に、負担議案2件について御説明申し上げます。31 ページをお開き願います。議案第28号土木関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについてですが、これは急傾斜地崩壊対策事業及び都市計画道路整備事業のそれぞれについて、土木関係の建設事業に要する経費の額の変更等に伴い、受益市町の負担金の額を変更しようとするものです。

次に、33ページをお開き願います。議案第29号土木関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し議決を求めることについてですが、これは総合流域防災事業（急傾斜地）の土木関係の建設事業に要する経費の一部について受益市に負担させようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○白澤勉委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○神崎浩之委員 210 億円の補正がついたということで、非常に喜ばしいと思っているのですが、どうやって執行していくかということです。令和4年は大体3分の2は執行したということですが、3分の2というのは箇所数なのか金額なのかお伺いしたいと思います。

○高橋企画課長 先ほどの質疑で御答弁申し上げました昨年度の実績3分の2ですけれども、こちらは金額ベースでの発注実績であります。

○神崎浩之委員 どのように進めていくのかなのです。どこにつけるのかということですが、この時期であるので、継続の延長でいくのか、それとも新規の部分もあるのか。我々も33市町村を回って一番多いのはやはり道路要望で、さまざまな維持管理や改良も含めてですけれども、やはり大雨が多いものですから、河道掘削等々新規の要望も多いのです。こういうことや期間、冬季であること、事業者も仕事がないということも含め

で継続していくのか、それとも新規も取り入れられていくのか、今後の方針について伺いしたいと思います。

○高橋企画課長 今回計上させていただいた事業はさまざまありまして、継続、新規、それぞれ入っております。今手元にどのくらいというのはありませんけれども、いずれ両方やっていくものであります。

○神崎浩之委員 そうでしょうと思って聞いているのですけれども、あとは沿岸部の土木の出先機関はやはり職員が足りなくて、若い職員が積算するなど結構大変だという話を聞いているし、慌ててやってみスが出るのも大変なので、ぜひともそのあたりについても本庁でいい形で支援していただければと思います。もっと早めに予算がつけばいいのですけれども、いずれこういう状況であるので、効果的に迅速に使っていただきたいと思えます。

○白澤勉委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでございました。